

保育者による子育て支援の特徴・独自性・強み —他活動主体との比較を通して—

永盛 善博

本論文の目的は、保育者による子育て支援について、その特徴、独自性、強みを明らかにすることにあった。そのため、行政やNPO、学生、保健師、カウンセラーといった多様な活動主体との比較を行った。その結果、「直接性」「個人性」「発見性」といった、他の活動主体と共通する特徴と、「日常性」「対等性」「連続性」「信頼性」「専門性」といった、他の活動主体では見られない特徴、強みを引き出した。これらのことを踏まえた保育者養成課程での「子育て支援」教育の具体的な内容について検討することが、今後の課題として挙げられた。

1. 目的

本論文の目的は、保育者による子育て支援について、他活動主体による子育て支援との比較を通して、その特徴、独自性、強みを明らかにすることにある。言い換えれば、「他でもない保育者だからできる子育て支援」「保育者にしかできない子育て支援」があるのか、またもしそのようなものがあるのであれば、それはどんなものなのかを導出することを目指す。

2. 問題

現在、子育て支援は、保育者（本論文では、保育所に勤める保育士を中心に、幼稚園教諭、認定こども園保育教諭を指すこととする）の業務の一つとして定められている（保育士は「児童福祉法」第18条の4、幼稚園教諭は「学校教育法」第24条、保育教諭は「認定こども園法」第2条の7）。また、より具体的な内容については、保育士は「保育所保育指針」第4章、幼稚園教諭は「幼稚園教育要領」第3章、保育教諭は「幼保連携型認定こども園保育・教育要領」第4章で示されている。子育てをする

保護者が、少子化、核家族化、コミュニティの解体などを原因として、子育てに関する知識や経験、モデル、相談相手がいない状態で孤立する傾向にあり、これらの不足に対する支援者として、保育者が挙げられている。

一方、子育て支援の活動主体は、保育者だけに限らず多種多様である。大豆生田(2014)は「保育所、幼稚園、地域子育て支援センター、役所や保健所、児童相談所、病院、つどいの広場、子育てサロン、療育機関、児童館、社会福祉協議会、学童保育、学校、プレーパーク、企業等、あげればきりがありません。また、子育て支援にかかわる職種などでは、保育士・幼稚園教諭、保健師・助産師、臨床心理士、臨床発達心理士、医師、社会福祉士などがあげられます。専門職以外に民生委員・主任児童委員、行政スタッフ」(p.3)と述べている。法的にも、「子ども・子育て支援法」第2条第1項で「子ども・子育て支援は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、家庭、学校、地域、職域その他の社会のあらゆる分野における全ての構成員が、各々の役割を果たすとともに、相互に協力して行われなければならない」(下線は引用者による)と定められている。

以上の点に対してここで考えたいのは、これだけ多様な主体が関わっている中、なぜ子どもへの保育の専門家である保育者が、保護者への子育て支援を行う必要があるのか、ということである。たとえば亀崎(2018)は著者と同様に、「子育て支援はさまざまな機関、施設、団体によって多様に行われている中で、子どもの教育・保育を職務とする保育者が、なぜ保護者に対する子育て支援を行うのでしょうか」(p.19)と疑問を出している。そして、亀崎はこの疑問に対して「子どもの最善の利益」という観点から答えを考えている。

一方、著者の場合、その疑問の出発点は、保育者養成課程の学生への指導にある。学生は、保育者の仕事は「子どもに保育するのが保育者の仕事」と考えて入学する。そのような状態の学生に対して、授業の中で「保護者への子育て支援も、保育者の仕事である。法律や指針、要領などで定められている」と伝えたり、たとえば「子育てをする保護者を支援することは、すなわちその中で育つ幼児の発達を支援することでもある」(名須川、2013、p.3)といった理念を伝えたりしても、理解はできても腑に落ちていない様子が見られた。また、「子育て支援」の科目の授業を終えた際の授業改善アンケートでは、保育者にとっての子育て支援が何か、まだつかめていないというコメントも見られた。授業担当者の力不足も当然あるのだが、一方で、実際にこの点が明らかになっていないという側面もある。上述の亀崎(2018)は、「保育の場における子育て支援は、1990年代後半以降に開始され、保育者にはそれまでの保育に加えて、保護者に対する子育て支援が職務として追加されました。保育者の行う子育て支援は、保育指針や教育・保育要領に基本原則は示されているものの、十分な理論化には至っていません。(中略)多様な支援を展開するためには、保育だけでなく、カウンセリングやソーシャルワークの専門性が必要となる場合もあり、各園が試行錯誤しつつ支援を行なっている現状がうかがえます」(pp.62-63、下線は引用者)と述べており、まだ子育て支援分野における保育者独自の立ち位置、役割が明確になっていないと言える。また、新保・田中(2016)は「保育者は子どもの保育のプロではあっても、保護者支援のプロではありません。私は、保育園や幼稚園などには、家族支援カウンセラーなど、専門家を配属するように制度化する必要があると考えています。でも、現実には待っていてくれないわけで、今園で求められていることに対応して

いかなければなりません」(p.2、下線は引用者)とまで述べている。これは、保育者にとっての子育て支援は本業ではなく、あくまで暫定的なものであるという主張とも読める。

著者としては、「保護者に最も近い第三者でありかつ専門職という立場」(橋本、2016、p.23)だからこそ、暫定的なものではなく、保育者独自の特徴が何かある可能性を探りたいと考える。たとえば子育て支援における保育者の「専門性」を訴えるというものがある。たびたび引用している亀崎(2018)も、その書名は『保育の専門性を生かした子育て支援』であるし、武田(2018)の書名は『保育者のための子育て支援ガイドブック:専門性を活かした保護者へのサポート』となっている。また、「保育所保育指針解説」第1章では、保育士に求められる主要な知識及び技術、すなわち専門性として6点が挙げられている。これに対して、本論文ではもう一步踏み込んで、「保育者ならではの保護者支援」(高橋、2014、p.5)や、川村・倉内(2017)の『保育者だからできるソーシャルワーク』になぞらえた「保育者だからできる子育て支援」、さらにはより強く「他ではできない、保育者にしかできない子育て支援」の特徴を探ってみたい。単純に図式化するならば、以下の図における左側の濃い塗りつぶし部分を、本論文で示そうとする試みであると言える。

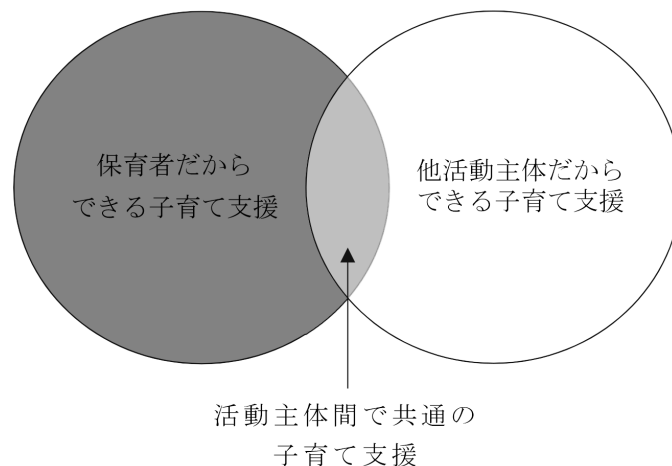


図1 保育者の子育て支援と他活動主体の子育て支援の関係

上述した「子ども・子育て支援法」に「各々の役割を果たすとともに、相互に協力して」とあるとおり、活動自体は重なり合う部分が多々あると思われる。多層的に支援できる体制にあることは、保護者にとってよい側面である。一方、各活動主体からすると、「他のどこかでしてくれるかもしれない」という思いも生まれ、活動が停滞してしまうかもしれない。保育者の場合も、「子どもの保育こそが本来の仕事」と考えていると、子育て支援に対しては「余力があれば」となる可能性もある。実際、「児童福祉法」第48条の4においては、地域の保護者に対する子育て支援は、まだ「保育所における通常業務である保育に支障をきたさない範囲で、相談に応じ、及び助言を行う」と定められている(下線は引用者)。この点について、『保育所保育指針解説』では「保育所がその意義を認識し、保育の専門的機能を地域の子育て支援において積極的に展開することが望まれる」(p.356)と補足されているものの、その実施は各園に委ねられている。積極的展開をするにあたって、保育者だからこそその子育て支

援の特徴や、保育者ではなく他の活動主体と連携すべきことなどが明確になっていた方が展開しやすいと思われる。なお、二宮（2018、p.45）は、保育者が行う子育て支援の限界、すなわち他活動主体への接続が必要なケースとして、医療対応が必要な問題、アディクションや精神疾患、金銭上の問題、大人同士の人間関係の問題を挙げている。ただし、これらの場合も、丸投げすることなく、密に連絡を取り合うことも併せて記している。

さて、今回の分析の結果、保育者だからこそできる子育て支援の領域が抽出できたでしょう。杉浦（2017）は「学生たちは、子どもを対象とした学び（養護、教育、保育）については意欲的に取り組む心構えができていたとしても、親支援、家庭支援については、その必要性が十分理解されているとは言い難い」（p.238）と述べている。保育者独自の子育て支援を学生に伝えれば、「保育者が子育て支援を行うこと」に対する、よりの確な納得が生まれ、より意欲的な学びにつながるのではないかと期待される。また、保育現場で働き始めてから子育て支援を行う前に、保育者養成課程の段階でも子育て支援の実践的な取り組みが全国でなされており、その報告も数多くなされている（最近のレビューとしては宮里ら、2017や三好、2016がある）。また、養成すべき力（子育て支援力）やその力を測定する尺度も作成も進められている（最近のものとしては小原・安部、2018など）。また、保育者養成校での子育て支援活動について基本から実践までをまとめた教科書的書籍として、入江・小原・白川（2017）も出版されている。このように保育者養成校での子育て支援活動が活性化する一方で、本体である保育者の子育て支援の理論化が進んでいないのもまた事実である。そのような状況においては、その養成課程の子育て支援やその養成カリキュラムの理論化・体系化も十分に進んでいるとは言い難い（中山・山本・宮城、2020）。

これ以降の分析の方法としては、特徴が異なると思われるいくつかの活動主体の子育て支援を取り上げ、その活動内容から保育者にできること、保育者にできないことの特徴を検討することを通して、保育者の子育て支援の特徴を抽出していく。これらを明らかにしていくことが、本論文の独自性である。たとえば『保育所保育指針解説』pp.345-346には、「保育所の特性を生かした子育て支援」として、以下の点が挙げられている。

- ・日々子どもが通う施設であることから、継続的に子どもの発達の援助及び保護者に対する子育て支援を行うことができる。
- ・保育士や看護師、栄養士等の専門性を有する職員が配置されているとともに、子育て支援の活動にふさわしい設備を備えている施設である。
- ・地域の公的施設として、様々な社会資源との連携や協力が可能である。

これらは紛れも無い事実である。要点は、これらが保育園や幼稚園、認定こども園の子育て支援だけが持つ特性なのか、それとも他の活動主体でも持っている特性なのかを示されていない点にあると考える。この点を明らかにすることで、保育者の子育て支援の特徴がより際立つと期待できる。

3. 行政・企業の子育て支援との比較

これらの活動主体の特徴は、経済的支援というところにある。わかりやすい例は、

児童手当である。これは内閣府が定めており、児童が中学校を卒業するまで、年齢や所得に応じて支給される手当である。また、企業の場合、内閣府の「子育て応援パスポート」事業に参加する企業が、商品・サービスの割引などを行うものである。これらは、二宮（2018）が「保育者がおこなう子育て支援の限界」として挙げている「金銭上の問題」に含まれるものと言える。保育寄りの例としては、認可保育園の保育料が、所得に応じて異なるといったものが挙げられる。しかし、こちらも管轄するのは園ではなく地方自治体である。保育者個人はもちろん、園としても、保護者の子育てを経済的に支援することは、あまり想定されないだろう。「子育て支援」政策は、もともと1989年の1.57ショックに端を発する少子化対策として普及していったものである。すなわち、経済的理由から、求めているより少なくしか子どもを持っていない家庭が存在することへの対応であった。現在の子育て支援は、少子化対策だけでなく、「2. 問題」で述べたように、子育てそのものに困難を抱えている保護者の支援や、子どもの最善の利益の追求を目指したものとなっている。

保育現場の例として、貧困家庭に対する子育て支援として、松田（2017、pp.62-63）は、保護者の突然の失業により貧困になった事例への対応として、非定型的保育サービスや緊急保育サービス事業の提供や、公的機関からの補助といったソーシャルワーク、保護者の育児疲れへのケアといったカウンセリングを挙げており、経済的支援を対応例に挙げていない。また、西村・青井（2015）の事例でも、貧困が原因で衣類や布団の持参に応じられない家庭という事例への対応として、これらの貸し出しは挙げているが、あくまで貸し出しであり、支給はしていない。

さて、これらのことから保育者の子育て支援の特徴を考えてみたい。手当などで経済的支援をしたとして、その部分が直接子育て支援に活用されるとは限らない。一方、衣類や毛布の貸し出しは、保育、ひいては子育てに直接つながるものである。このことから、「直接性」という特徴を挙げることができる。また、もう一つの「直接性」として、人間関係の直接性も挙げられる。手当の手続きは郵送のみでも可能であり、支援する側と保護者が必ずしも直接関わらなくとも成立する。一方、保育における支援では、子ども、そして保護者と直接関わってのやり取りとなる。このようなことから、保育者が行う子育て支援の特徴の一つとして、ここでは「直接性」を挙げておく。ただし、支援対象と直接関わるのは保育者だけの特徴ではない。むしろ、行政・企業以外のすべてに当てはまるものである。

4. 地域・NPOの子育て支援との比較

ここに含まれるのは、地域や保育所・認定こども園に併設した子育て支援センターや、子育て広場、子育てサロンなどである。これらの場では、保育士、子育て支援員、民生委員、児童委員、NPO職員など多様な立場の人がおり、それぞれが来場した親子と関わる。ここに、これらの場の特徴がある。すなわち、「親子で来場して、基本的にはその親子での活動になる」ということである。トイレに行くなど、職員が子どもを保護者から少しの間だけ預かることはあっても、「親子」が基本ユニットである。また、これらの施設の大きな特徴は、もう一つある。図2は、これらの施設を訪れた親子間の関係性が、バラバラ型→分離グループ型→親和型へと移行していく様子を表

している。このように、親子同士がつながっていく、もしくは親子同士を職員がつなげていくというところにも、これらの活動主体の特徴がある。

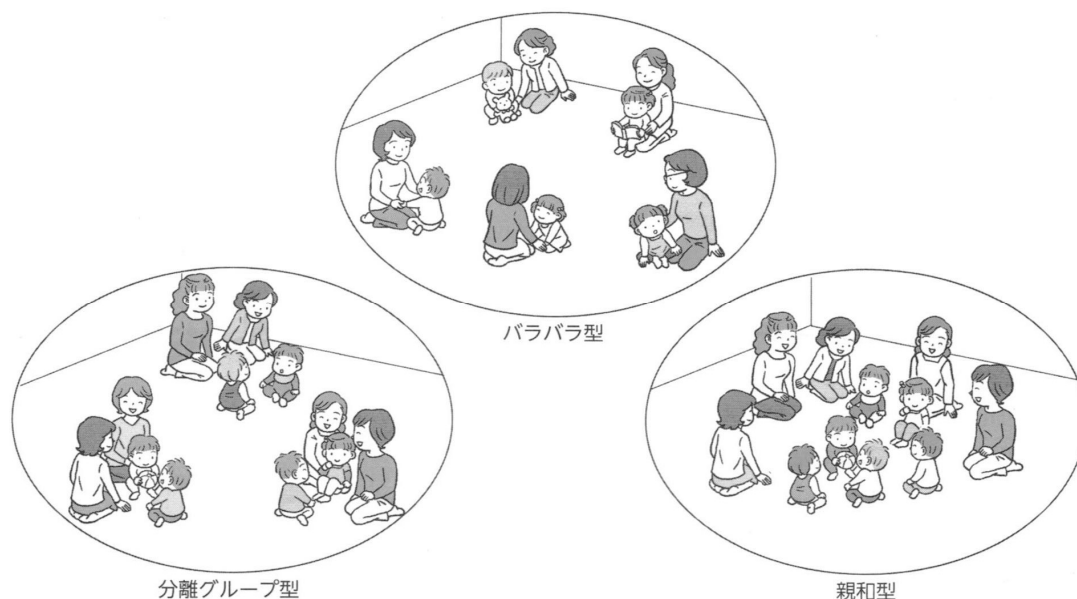


図2 訪れた親子間の関係性の発展（二宮、2018、p.95からスキャン）

さて、このことから、保育者の子育て支援の特徴を考える。園に子どもが通っている場合、入園して間もない頃は別として、ある程度の期間が過ぎれば、登園していつまでも子どもと保護者が一緒にいるということはない。子どもと保護者は、朝の支度を終われば自然と離れ、それぞれの場、すなわち子どもは保育室、保護者は仕事場や家庭へと向かう。見方を変えれば、保護者が園という場にいつつ、子どもと離れているというのは、一つの特徴と言える。保護者は、子どもを送った後、保護者単独で、保育者と会話をしたり、園の保育環境を見たり、保育情報を見たり、相談したりとといったことができる。こういった特徴をここでは「個人性」としておく。

もう一つの特徴として、名称をつけるのは難しいが、「日常性」という特徴を挙げることができる。本節で分析対象とする施設に保護者が訪れる際には、保護者が「行く」と決めて行くことになる。しかし、これらの施設に行く必然性は必ずしもなく、また、「ひろばデビュー」（二宮、2018、p.90）という状態があるように、初めてこれらの施設に行くのに、決心を必要とする保護者もいる。一方、保育園などには、子どもを預ける必要性があるため、保護者のその時の思いとは関係なく、日常的に行くことになる。これは、保育者による子育て支援の大きな強みになる。ある日、保護者が悩みを抱えたとする。その時、悩みを持った保護者にとって、これらの施設に向かうことは、ハードルが高い可能性がある。すなわち、「聞いてもらえなかったらどうしよう」「受け入れてもらえなかったら悲しい」などと考え、施設から足が遠のいてしまうかもしれない。これに対して、保育園などでは、仕事に行く都合上、そのような理由で足が遠のくことはない。

さらなる特徴として「発見性」を挙げることができる。周りから見たら困った状態にあるにもかかわらず、悩みに気づいていない保護者もいるかもしれない。上原（2012）は「子育てを不安に思い、相談に行くような親に対してなら、まだ支援する

手だてがあります。問題は、あまり疑問に思っていない親たちが多いということです。子育ての基本的なことを「伝えられる機会」が驚くほど少ない」（p.17）と述べている。この状態に対して、保育者であれば、日常の流れとして子どもと登園してきた保護者の姿を見ることができる。また、日常的に会っているが故に、ささいな変化にも気づくことができるだろう。その気づきを心に留めた上で、話しかけることも、しばらく見守っていることも、場合によっては相談につなげることもできる。二宮（2018）は子どもの成長への気づきについて、保育者には「ちょっとした気づきでもすぐに保護者に伝え、子どもを目の前にして確認しあうことができるという強みがある」（p.18）と述べている。日常的に会っているからこそ、保育者の気づきの対象は、子どもだけでなく保護者も含まれると言える。さらに、子育て支援の対象は、困っている保護者だけではない。南（2019）は「子育てについて何の悩みもないように思える保護者、あるいは実際に何も悩んでいない保護者をも巻き込んだ、子育て支援というものも必要（中略）子育て中の保護者が主役になって、子育てをきっかけに楽しい時間を共有できる場や機会を提供する必要性と意義」（pp.275-276）があると述べている。このような点からも、表現は悪いが「待っていれば、日常的に保護者は訪れる」というのは、強みであろう。論点を先取りすることになるが、この「日常性」の特徴は、他の活動主体にはない保育者独自のものである。

5. 大学・学生の子育て支援との比較

これらの活動の場としては、大学に設置された子育て支援センターや広場が該当する。また、保育者が勤務する場合もあるが、大学教員や、保育者養成課程の学生が存在することが、他にはない特徴である。この「学生」が関わってくることから、逆に保育者の子育て支援の特徴を一つ、引き出すことができる。それは、「対等性」である。これも、他の活動主体にはない特徴である。

まず、保護者と学生の関係性について考える。この施設を訪れる保護者は、多くの場合、学生よりも年長者である。また、学生が将来職業人として関わる立場の相手であるため、保護者が保護者としての不安や子どもへの思いを話したり、場合によってはアドバイスしたりできる。中山・山本（2019）は、子育てカフェに来て学生と交流した保護者101名を対象にアンケート調査を行った。その結果、多くの保護者は、子どもを育てることの楽しさや大変さを学生に伝えたいと答えており、「学生と話すことは子育て支援の専門家や、教諭と話すときとは違い、気負いせず『語る』こと、話したいことだけを話せる良さがあった」（p.234）と述べられている。

これに対して、直感的には保育者も専門家であり、保護者が気負ってしまうように思われるし、気をつけなければ、対等ではなく上下関係となってしまうだろう。しかし、保育者と保護者は「共通する一人の子どもを『育てる』パートナー」という関係性がある。保育者は、当然育てることのプロであり、専門的な知識・技術・意識を持つ。一方、保護者は「その子どもと接している時間がもっとも長く、その子どもに関することを一番多く知って」おり、「『わが子の専門家』である保護者と連携し、対等な立場で密に連絡をとりあいながら支援を進めていく」（二宮、2018、p.27）。このような対等性は、他の活動主体には見られない。

6. 保健師・助産師の子育て支援との比較

これらの活動の場は自治体の保健センターや子育て世代包括支援センター、そして家庭訪問の場合は各家庭となる。中板(2019)によれば、その特徴は「妊娠から出産・育児までを一連の流れとして支援していくこと」(p.13)であり、「すべての子育て家庭を置いてけぼりにしないコミュニティを築く」(p.13)ことを目指す。そのために、「すべての妊婦や育児中の親子に出会えるポジションにいる点が保健センターの強み」(p.14)とされる。この「すべての妊婦・親子に出会う」というのは、保育者にはできないことであり、この活動主体の独自性・強みであると言える。また、「親自身にすらみえていない相談動機や援助希求行動に早い段階で専門職として気づき、親の成長や子育て機能の改善を目的にかかわる」(p.13)という点は、保育者と同様の子育て支援と言える。このための具体的な取り組みとして、母子健康手帳交付の際の面談や妊婦訪問、新生児訪問指導、乳児家庭全戸訪問、乳幼児健康診査などが行われている。

これらの活動から、保育者の子育て支援の特徴を考える。厚生労働省(2017)『子育て世代包括支援センター業務ガイドライン』によれば、これらの活動は、各家庭に対して「継続的な状況の把握のために」(p.3)行われるものとされる。一方、『保育所保育指針解説』の「保育所の特性を生かした子育て支援」(p.345)においても、「日々子どもが通う施設であることから、継続的に子どもの発達の援助及び保護者に対する子育て支援を行うことができる」とあり、同じく「継続的」という用語が用いられている。どちらも確かに「継続的」な活動であるが、実際に保護者と会う間隔は異なる。そこでここではこれら2つの特徴を区別するため、保育者による子育て支援の特徴を「連続性」と呼ぶこととする。この特徴も「日常性」と同じく、保護者と毎日会う中で、保護者のささいな変化に気づくことができるという強みを生み出す。

7. カウンセラー、ソーシャルワーカーの子育て支援との比較

カウンセラーは、個人が内面の理解を深めたり、内面の問題を解消したりすることを援助する「心の復帰」の専門職と言える。また、ソーシャルワーカーは、個人が抱える問題について、それを種々の社会的サービスにつなげ、社会資源と連携することを通して、個人の問題の解消を援助する「社会への復帰」の専門職と言える。保育者は、これら2つの専門職の技術を援用し、保護者の子育て上の問題を支えることとなる。これら2つは、保育職と共通する部分はあるものの、本来的に別の専門職であるため、保育者はその技術をあらためて身につけなければならない。しかし、「保育士が行う子育て支援・子ども家庭支援は(中略)あくまでも子どもを取り巻く人や社会に対してのソーシャルワークである」(日隅・中澤・柳生、2020、p.73)という主張もあるくらい、これらの技術は、重要なものである。

では、保育者による子育て支援としてのカウンセリング・ソーシャルワークの強みはどこにあるのであろう。1つには、前述した「連続性」がある。カウンセラーやソーシャルワーカーは、基本的に個人が予約して場を訪ねるものであり、毎日会うものではない。また、「日常性」「対等性」についても同様に当てはまる。すなわち、保育に

においては、予約せずとも、子どもの送迎時に毎日気負わずに保育者と保護者が顔を会わせ、会話できる。また、その中で「発見性」を発揮し、保護者自身が気づいていない問題点に保育者が気づけることもあるだろう。

そして、カウンセラー・ソーシャルワーカーとの比較で見た時にあらためて出てくるのが、「信頼性」である。悩みを持った時には、その悩みが重大であればあるほど、その相手との信頼関係が十分になれば相談しづらい。保育者は、上述した通り保護者にとって「連続性」「日常性」「対等性」を持つ存在であり、「保護者に最も近い第三者でありかつ専門職という立場」（橋本、2016、p.23）である。それゆえ、いざとなった時の相談のしやすさは、重要な強みとなる。この特徴を「信頼性」と呼ぶこととする。この特徴は、子育て支援センターの支援員のような他の専門職でも、持ちうるかもしれない。しかし、保護者が訪れる「日常性」「連続性」といった点から、「信頼性」を最も確実に持つのは園の保育者であろう。

8. 保育の専門家としての子育て支援

最後に、保育者としての専門性からも得られる子育て支援の特徴に触れておきたい。長島ら（2018）は、「保育そのものが保護者支援であり、保育の相談支援は保護者支援なのであるから、いい保育をしていれば、それで保護者支援ができていますと考えられるのではないでしょうか」（p.iii、下線は引用者）と述べている。また高橋（2014）は、保育者の専門性の一つとして、日々の保育の流れが、「子どもの実態把握→ねらいの設定→環境構成→記録と振り返り→子どもの実態把握」というものになっていることに触れ、「保育者が子どもに対して行っている行為は、専門職として保育者だからこそその技術と言えます。そしてこの技術は、そのまま保護者支援に応用できる部分を多く含んでいるのです。子どもへの保育と保護者の最も大きな共通点は、いずれも主体が対象者（子ども・保護者）である、ということです。“対象者の主体的な活動を支える”という基本スタンスは、相手が子どもであっても、保護者であっても変わらないのです」（p.42、下線は引用者）と述べている。

これらのことを踏まえると、一つの特徴を引き出せそうである。前節のカウンセリングやソーシャルワークは、本来他の専門職の技術であるため、あらためて身につけるプロセスが必要になる。一方、普段子どもへの保育で用いている援助技術は、そのまま保護者に対しても適用できるかもしれない。中田（2010、p.21）は保育における具体的な援助の方法として、「環境構成、見守る、言葉を交わす、共感する、認める、一緒に遊ぶ、励ます、示唆する、助言する、注意する」といったものを挙げている。「一緒に遊ぶ」は大人同士の場合「一緒に活動する」と見れば、基本的にどれもが、子育て支援で適用できるものだろう。

これらの援助方法のうち、長島ら（2018）の「いい保育をしていれば、それで保護者支援ができています」という記述や、対等性、そして現代の保育の特徴を踏まえ、ここでは特に「環境構成」の部分に注目する。現代の保育では「環境を通しての保育」が重要な役割を持つ。これは、人的環境を含むものではあるが、どちらかと言えば物的環境に、子どもの興味・関心を引き、かつ保育者の意図を含ませたような環境を構成し、その環境と子どもが関わる中で成長するというものである。上述した援助の多

くは、言葉を用いるものである。一方現代においては、保育者が言葉で子どもを動かすよりも、環境で子どもが動く方が「いい保育」とされるであろう。これを子育て支援に適用した場合、どのようなことが言えるだろう。現代社会は、核家族化、コミュニティの崩壊などにより、保護者が子育ての方法を知る機会が少なくなっている。保育者が質の高い環境を構成し、それを送迎に来た保護者が特に意識するともなく見て、参考にすることができるだろう。しかもこの場合、保育者から指導されるわけでも、保育者に相談するわけでもない。環境を通しての子育て支援である。それゆえ、子育てのパートナーとしての対等性も崩れることなく、子育て支援できると期待される。場合によっては、保育者が子どもと遊んでいたり、言葉をかけたりして関わる姿を見て、行動モデルとして学ぶこともあるだろう。これもまた「環境を通しての子育て支援」と言える。これらのことを、「専門性」と呼ぶこととする。また、先述したカウンセリング、ソーシャルワークも、現代の保育者の子育て支援としては、欠かすことのできない「専門性」である。

9. 考察

これまでの検討で引き出した特徴を順番にまとめると、以下のようになる。

- ・直接性
- ・個人性
- ・日常性
- ・発見性
- ・対等性
- ・連続性
- ・信頼性
- ・専門性

これらをすべて備えているのが保育者の子育て支援である。文としてまとめると次のようにまとめることができる。

子どもが登園する毎日の（連続性）、自然な流れの中で（日常性）、共通する子どもを育てる対等なパートナーとして顔を合わせ（対等性、直接性）、子どもを送った後や、場合によっては相談などの約束をして、保護者個人で園内にいることができる（個人性）。その中で、保育者が構成した環境や保育者が子どもと関わる姿から、子育てを学ぶことができる（専門性）。

また、悩みを抱えた時には、毎日自然に通って直接対等にコミュニケーションをとっている相手であるが故に、気負うことなく信頼して保育者に相談できる（信頼性）。さらに、保護者が悩みや問題に気づいていない場合でも、毎日顔を会わせているが故に、その変化に気づき、悩みや問題に気づかせたり、その対応を考えたりすることができる（発見性）。その際には、カウンセリングやソーシャルワークの技術が用いられる（専門性）。

さて、本論文では保育者と他活動主体とを比較することを通して、8つの特徴・強みを引き出した。この中でも、保育者だからこそその子育て支援の特徴は、「日常性」「対等性」「連続性」「信頼性」と言える。毎日通っているからこそ成立する「日常性」「連

続性」「信頼性」、そして「子どもを育てるパートナー」としての「対等性」である。

今後の課題として、第一に、今回のテーマに関して、分析をより詳細に行うことが挙げられる。今回の分析は、各活動主体との比較の概要を素描したものであり、言うなればまだ仮説段階である。今後、書籍や論文で記されていることの分析にとどまらず、各活動主体の現場で実際に行われている子育て支援活動の調査を行い、その分析を行う。これにより、理論と実践を踏まえた、より包括的な理論化を試みたい。予想としては、本論文で節として区分したそれぞれの活動主体について、最低でも1つずつの研究（論文）として、保育者との比較を行っていくこととなるだろう。

また、その他の課題として、保育者養成課程では、何をどこまで育てることができるのかを検討することが挙げられる。本論文で指摘した特徴は、いずれも保育者だからこそ成立するものである。言い換えると、養成課程でこれらの特徴を学生に経験させることは不可能なのか、それとも工夫次第で可能なのか、あらためて検討したい。また、検討の結果によっては、現場に出てからの活動とは切り離して、養成課程独自の子育て支援活動の方向性を探ることもあるかもしれない。

引用文献

- 橋本好市（2016）保育と保護者への支援。In 小原敏郎・橋本好市・三浦主博（編）演習・保育と保護者への支援：保育相談支援（pp.17-26）。みらい。
- 日隈美代子・中澤幸子・柳生明子（2020）子育て支援・子ども家庭支援の専門性を高める学び：科目「子ども家庭支援論」「子ども家庭支援の心理学」「子育て支援」から考える。環境と経営：静岡産業大学論集，26（1），65-76。
- 入江礼子・小原敏郎・白川佳子（編著）（2017）子ども・保護者・学生が共に育つ保育・子育て支援演習：保育者養成校で地域の保育・子育て支援を始めよう。萌文書林。
- 新保庄三・田中和子（編著）（2016）保護者支援・対応のワークとトレーニング。ひとなる書房。
- 亀崎美沙子（2018）保育の専門性を生かした子育て支援：「子どもの最善の利益」をめざして。わかば社。
- 川村隆彦・倉内恵里子（2017）保育者だからできるソーシャルワーク：子どもと家庭に寄り添うための22のアプローチ。中央法規。
- 厚生労働省（2017）子育て世代包括支援センター業務ガイドライン。
<https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11900000-Koyoukintoujidoukateikyoku/kosodatesedaigaidorain.pdf>（2020年9月14日取得）
- 松田順子（2017）親育ち支援のための保護者対応。フレーベル館。
- 南元子（2019）「子育て支援」は誰のため？：母親が求める子育て支援はどうあるべきか。名古屋芸術大学研究紀要，40，275-282。
- 宮里慶子・岸本みさ子・串崎幸代・辻ゆき子（2017）保育者養成校の行う地域子育て支援事業の捉えなおし：サービスラーニングの視点から相対的に理解するための試み。千里金蘭大学紀要，14，73-85。
- 三好年江（2016）保育者養成課程における子育て支援力の評価に関する研究：先行研

- 究のレビュー. 新見公立大学紀要, 37, 99-106.
- 長島和代・石丸るみ・前原寛・鈴木彬子・山内陽子 (2018) 日常の保育を基盤とした子育て支援: 子どもの最善の利益を護るために. 萌文書林.
- 中板育美 (2019) 子育て世代包括支援センターの取り組み. こころの科学, 206, 13-17.
- 中田カヨ子 (2010) 保育の中での援助の考え方. In 阿部明子・中田カヨ子 (編) 保育における援助の方法 (pp.18-32). 萌文書林.
- 中山美佐・山本一成 (2019) 保育者養成校での子育て支援: 「母親が学生に語る」ことから得られるもの. 大阪樟蔭女子大学研究紀要, 9, 229-235.
- 中山美佐・山本一成・宮城由美 (2020) 保育者養成課程における子育て支援の実践力を育成する授業実践: リアリスティック・アプローチに基づくカリキュラムを通して. 大阪樟蔭女子大学研究紀要, 10, 189-197.
- 名須川知子 (2013) 子育て支援の理念. In 子育て支援プロジェクト研究会 (編) 子育て支援の理論と実践 (pp.1-14). ミネルヴァ書房.
- 西村重稀・青井夕貴 (2015) 保育相談支援. 中央法規.
- 二宮祐子 (2018) 子育て支援: 15のストーリーで学ぶワークブック. 萌文書林.
- 大豆生田啓友 (2014) 子育て支援とは. In 大豆生田啓友・太田光洋・森上史朗 (編) よくわかる子育て支援・家庭支援論 (pp.2-3). ミネルヴァ書房.
- 小原敏郎・安部久美 (2018) 保育者養成校における学生の保育・子育て支援活動の社会的スキル、子育て支援力・保育観の検討. 共立女子大学家政学部紀要, 64, 109-121.
- 杉浦浩美 (2017) 「家族を学ぶ」という経験: 保育士養成における家庭支援論の意義. 埼玉学園大学紀要. 人間学部篇, 7, 237-246.
- 高橋貴志 (2014) 保育者がおこなう保護者支援: 子育て支援の現場から. 福村出版.
- 武田信子 (2018) 保育者のための子育て支援ガイドブック: 専門性を活かした保護者へのサポート. 中央法規.
- 上原文 (2012) ほんとうの家族支援とは: 子どものまわりにいるすべての先生方へ. すぎき出版.